

最低制限価格等の算出について

本市における最低制限価格等の算出については、**直接工事費**、**共通仮設費**、**現場管理費**、**一般管理費**の4つの費目を基準にしています。

しかし、本工事においては、この項目に含まれない費目がありますので、最低制限価格等の算出に際しては、その費目を下記の通り分類します。

なお、最低制限価格等の算出につきましては、「宮崎市低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要綱」をご確認ください。

	分類する費目
直接工事費 に分類されるもの	・ 機器費
共通仮設費 に分類されるもの	
現場管理費 に分類されるもの	・ 据付間接費 ・ 設計技術費
一般管理費 に分類されるもの	